

令和2年度 中国四国医師会連合学校保健担当理事連絡協議会

と き 令和2年8月23日(日) 10:00～12:00

ところ 各県医師会館「TV会議システム」

[報告:常任理事 河村 一郎]

8月23日(日)に中国四国医師会連合学校保健担当理事連絡協議会がテレビ会議により開催され、本会から今村副会長及び河村が出席した。

挨拶

鳥取県医師会長 渡辺 憲

本協議会は当初、山口市での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で同日午後開催を予定していた中国地区学校保健・学校医大会が書面開催となったことを受けて、岡山市での開催を目指していたが、7～8月にかけて感染拡大が再びみられたことからテレビ会議での開催となった。活発な議論をよろしく願います。

日本医師会長 中川俊男

(代読:日本医師会常任理事 渡辺弘司)

7月の西日本豪雨災害の被害に遭われた皆様からのお見舞いと亡くなられた方への哀悼の意を申し上げます。本来ならば学校保健関係者が一堂に会し議論が活発に交わされる場所だが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策としてテレビ会議となり残念である。

さて、本年6月に第20代日本医師会長に就任した。日本医師会綱領の下、スピード感をもって意思決定を行い、国民の安心と安全を守っていく。また、地域医師会をバックアップし、医療現場が安心して医療に集中できるようにすることが最大の使命と考えている。

新しい生活様式が求められる中で、「コロナうつ」、「コロナ太り」等による疾病を早期発見し、必要な治療をしっかりと受けてもらえるよう「まずはかかりつけ医へ」を合言葉に取り組んでいく。また、感染リスクを恐れて受診を控える人も少な

くないため、不安を払拭する第一歩として「みんな安心マーク」を作成した。

先般、萩生田文部科学大臣との意見交換を行い、日本医師会から小児科受診の低下が激しく、必要な予防接種が行われていないこと、従来の感染症の把握が難しくなっていることなどを指摘し、改善が必要と申し入れた。

学校保健分野における課題への対応は、地域医師会が積極的に関与し教育委員会等と緊密に連携を進めていくことが重要である。

議事

(1) 各県からの提出議題

1. 新型コロナウイルス感染症の学校における感染対策(高知県)

回答

愛媛県

文科省から「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」(令和2年5月21日時点)や、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」』(2020.6.16 Ver.2)が発出されている。

原則、文部科学省の通知に基づいた感染症対策を各学校へ通知しているが、加えて以下の事項についても依頼している。

・教壇前に透明フィルムを吊り下げたり、フェイスシールドを着用するなどの飛沫感染防止対策を行う(保護者、支援学校などには安心感を与え好評であった)。また、指導の場面や児童生徒等の特性によってマスクに替えてフェイスシールドを活用してもよい。

- ・学校や地域の実情に応じ、通勤時間帯を回避できる登下校時間を設定する。
- ・部活動については、コンディショニング期・対人活動期・通常活動期と活動内容を3段階に分けた目安を作成した。
- ・児童生徒の「保健委員会」によるポスター作成や校内放送など啓発活動を行い、児童生徒の意識向上を図る。

徳島県

授業：両側の窓を開けて換気実施。生徒の座席間は1mを目安に最大限の間隔をとるようにする。登校時に健康観察を行い、風邪等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は出席停止とする。

マスク着用範囲：基本的にはマスクを着用。十分な距離が確保できている場合（通学・体育等）は着用の必要なし。熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合はマスクを外す。

手洗い：登校時、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触った後等に石鹸と流水を使って手洗いをを行う。

給食：学校によってはつぎ分けを止め、弁当形式で配膳する学校もある。基本的には学校給食衛生管理基準に基づき対応している。喫食時は、グループでの食事を止め、全員が前を向いた机の配置で食べる等の対応を行っている。

水泳：「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（R2.5.22 文部科学省事務連絡）に則って対応。

2. 新型コロナウイルス感染症流行時における学校健診に関する県医師会としての対応について（徳島県）

回答

愛媛県

本県では学校健診の実際について、市町村教育委員会と郡市医師会との協議に委ねているところである。新型コロナウイルス感染対策においても、流行状況には地域特性があり地域ごとの対策が求められる一方で、県教委が感染防止対策として独

自の判断で例示したことが「通達」と受け取られ県下全域で実施された経緯もある。

高知県の議題1にも通じることであるが、新型コロナウイルス感染対策のように緊急を要する事態における学校保健に関わる医療的側面については、県医師会と教育委員会と合同で組織する「愛媛県学校保健会」を有効に機能せしめ、県下全体の考え方を統一しておくことも場合によっては必要であった。

徳島県において県医師会と県教育委員会が締結された「学校保健に関する包括的協定書」について、本県でも協議したいと考えている。

岡山県

令和2年4月23日の岡山県教育庁との討議の上、下記のように決定した。

地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度等をよく考慮して、実施時期、実施体制等を学校医等に相談のうえ、6月30日までの実施にこだわることなく、当該年度末までの間に実施すること。

なお、各種検査・健診については、感染症予防策を講じて実施するものとするが、次に掲げるものについては、実施時期の延期も含めて学校医等と十分な討議の上、実施すること。

①実施健診は、眼科・耳鼻咽喉科・歯科・内科とする

②実施に際しての留意事項について

- ・健康診断の実施前後には、児童生徒等の石鹸による手洗いを徹底する。
- ・健康診断当日の児童生徒等の健康状態の確認を徹底し、かぜ症状等、体調がよくない場合には受診を控える。
- ・健康診断の会場は、換気を十分に行う。1～2時間に一度、5～10分程度、窓を大きく開け換気を行う。その際には、2方向の窓を同時に開放する。
- ・一度に多くの児童生徒等を検診会場に入れない。児は廊下で待つ。会場の大きさを十分に確保し、お互いの距離を1～2m程度空けるなどして、人の密度を減らす。

3. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校健診について（岡山県）

回答

徳島県

県立学校（中・高・支援）における学校健診の実施率（6月30日現在）

- ・身体測定 96.3%
（8月実施校が最終）
- ・内科健診 50.0%
（一部の学年が7月に実施予定の学校を含むと81.5%、実施日未定の学校もある）
- ・眼科健診 31.5%
（7月に実施予定の学校を含むと64.8%、実施日未定7.5%）
- ・耳鼻科健診 11.1%
（実施日未定31.5%）
- ・結核検診 81.5%
レントゲン検査：高等学校及び特別支援学校高等部対象
（7月中に100%実施予定）
- ・心電図検査 75.9%
（7月中に100%実施予定）
- ・尿検査 77.8%
（7月中に100%実施予定）
- ・歯科健診 48.1%
（実施日未定7.5%）

4. 学齢期に慢性疾患をもつ子どもへの支援（特に学習支援）について（愛媛県）

本県及び松山市では、平成27年の児童福祉法改正による新規事業「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」をNPO法人「ラ・ファミエリエ」に委託し実施している。

慢性疾患をもつ病弱児に対する教育は院内学級や特別支援学校を中心に行われているが、入院治療が必要になる場合には長期にわたり、また、退院後も復学するまでに自宅療養を必要とするなど、大きな学習空白が生じることがある。その結果、復学したものの学習の遅れが顕著になる子どもに対する十分な学習支援が求められるが、既存の教育体制では限界があるのが実情である。

それを補完すべく同NPO法人では大学生を中心としたボランティアを養成し、学習の機会を増やすことを望む子どもや、学習が遅れがちで受験などへの不安が強い子ども等に対して、病院内や自宅において学習支援を実施し継続している。

回答

高知県

本県では「小児慢性特定疾病のお子さん」と保護者の相談窓口」を設置し、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っているが相談件数は少ない。

計画的な入院の場合には学校の転籍が素早く行われ、院内学級で速やかに学習することができている。また、突発的な入院の場合には治療が優先されるが、病弱特別支援学校に情報が入り次第、速やかに学習への支援が開始される。院内学級が設置されているのは県内の3病院のみであるが、高知市近郊ではこの3病院以外に入院した場合でも、病弱特別支援学校からの訪問学級により学習をすることができる。

5. 新型コロナウイルス感染の流行に伴う児童生徒の心のケアに関して（香川県）

回答

岡山県

新型コロナ対策における心のケア等については、学校の臨時休業中における気になる児童生徒の状況把握と適切な支援について、下記のように通知している。

- ・いじめなどが疑われたり、家庭環境等が急激に変化したりしている場合は、家庭やスクールカウンセラー等の専門家、関係機関との連携の下、当該児童生徒の情報共有や支援方策を検討するなど、見守りや安全確保の体制等を構築すること。
- ・不登校児童生徒の多くが、過去に10日以上欠席経験があるという状況を踏まえ、未然防止や初期対応の観点で、不登校に至る可能性の高い児童生徒を把握し、その情報を担任にとどまらず教職員間で共有するとともに、臨時休業中の生活リズムの乱れにつながらないように、電話

連絡等の支援方を検討し、新年度に備えること。

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、学校での電話対応のほか、面会を希望する児童生徒や保護者に対して、学校等において相談を行うことも可能であること。

第2波に備えては、この通知を基本としながら、3～5月の休校期間中の状況を踏まえ、本県スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係るスーパーバイザーの先生方と協議を行い、必要な対応について、ご示唆いただくこととしている。

また、長期間、自宅で過ごす日々が続いた児童生徒がストレスを抱えたり、悩みや不安を抱いたりした時、いつでも相談できるように、県教委が所管している教育相談窓口や24時間子供SOSダイヤルの周知も行っている。

島根県

〈島根県立学校の対応〉

- ・学校再開後、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、休業期間中のストレスや感染への不安、今後の学校生活に対する不安など、生徒の心の健康状況の把握に努めること。特に、大きく環境が変わった1年生や「しまね留学」の生徒等、目標とする大会等が中止となった3年生については、心の健康状況の把握に細心の注意を払うこと。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応すること。相談窓口(「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」等)を適宜周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行い、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の生徒の心のケアを含めた支援についても、適切に対応

すること。

→医師(学校医など)が児童、教職員に正確な情報を流すことが重要

6. 特別支援学校における学校健診について (山口県)

回答

香川県

○情報提供について

- ・自分の情報が目の前で話されていることを気にする児童生徒には、事前に養護教諭が校医と情報交換をしたり、一覧でまとめたものを学校医に届けたりしている。
- ・学校保健委員会などで紹介する情報や、学校医をかかりつけ医にしている児童生徒が多いため、在籍している児童生徒の基礎疾患などは学校医が把握されている。1年間で気になった点や新しく訴えのあるアレルギーなどの情報を伝えている。
- ・各担任が家庭と連絡をとり、入手した細やかな情報は、健診等の際に子どもを引率した担任がその場で学校医へ伝えている。

○健診の工夫

- ・保健室ではなく、掲示物などのない視覚的情報の少ない部屋で健診を行っている。
- ・白衣ではなく、私服で健診を実施している。
- ・気になる所見であれば、養護教員経由で保護者にメッセージを送ることにしている。
- ・保護者から学校医への質問を受け付け、年1回、書面にて回答している。毎回、数名の方から質問があり、内容としては日常生活で保護者が心配に思うことについてが多い。
- ・学校医の先生の顔写真をお面にして、教員が学校医役を、担任が児童生徒役をして健診の一連の流れを動画にして事前に見せる。(本県の特別支援学校では養護教諭が健診支援の動画を作成したことがある。)
- ・健診道具を実際に一度使って、健診を体験しておく。
- ・担任が家庭に連絡し、どのようにすれば健診を行えるか聞き取り、学校医や養護教諭と事前に打ち合わせて実施する。

- ・眼科健診などは、ペープサートなどを使って、視線誘導して行う。

7. 性教育について（山口県）

回答

愛媛県

本県教育委員会からの回答は、「保健体育科教諭や養護教諭が実施する機会が多いが、医師や助産師などの外部講師による講演を実施している学校もある。また、県として、教職員や保護者などを対象にした性に関する指導内容の研修会を年1回実施している」とのことであった。

本県小児科医会で地域での実情を確認したところ、「各学校で1年に1時間は性教育の授業を設けて、各学年の発達段階に応じた内容を保護者と一緒に受ける。内容は学習指導要領に沿って第2次性徴や清潔教育、生まれてきた喜び、命の大切さ等が中心である」という地域が大半であった。しかし、産婦人科医会の性教育の担当理事が中心となり、県下の小中学校や高校から依頼があれば、養護教諭など依頼元からの要望に応じて、思春期の心と体（自慰行為）、生と性、性被害から身を守る、などの内容で性教育を行っている学校もある。

虐待の問題に対応している小児科医からは「若年妊娠・望まない妊娠が、ひいては貧困・虐待へとつながっている現状があり、その被害を受けるのは女子である。女子や子どもの被害を未然に防ぐために、学校で教育として具体的な内容（性交・避妊）に踏み込んで教える必要がある。」との意見があり、今後、教育委員会と検討していきたいと考えている。なお、市町の教育委員を担当している産婦人科医師が教育委員会と相談して性教育を行っている地域もあるとのことである。

岡山県

県教育委員会では、性感染症（特に梅毒の患者報告数の増加）について危惧しており、性に関する指導で正確な情報、正しい知識、適切な意思決定・行動選択を身に付けることができるよう学校の年間指導計画の中に位置付け、組織的に保健体育の教科だけでなく、他の教科や特別活動等、学校教育活動でも行うように指導している。4名の

産婦人科医が県内の学校で外部講師として性教育を行っており、依頼は6割が学校からで4割は教育委員会からである。

8. 学校健康診断情報の電子化の推進について（広島県）

回答

高知県

本県では、令和元年度から学校健康診断情報の電子化（校務支援システム）を導入した。これにより健康診断票の作成が簡便になり、入力した情報が自動的に反映されて、治療勧告書や肥満度曲線等を作成することができるようになったことにより、事務の効率化が図られている。しかし、今年度は感染症の影響で健康診断を実施できていない学校も多いため、運用状況や成果についての総括は、もう少し時間が経ってから行われることになっている。健康診断結果の入力は、これまで健康診断票を手書きで作成をしていたときと同じように、ほとんどの学校で養護教諭が行っている。

この校務支援システムについては、令和元年度高知県医師会園医学校医部会総会・研修会において、教育委員会から学校医に説明する機会を設けた。

9. 健康管理担当医（学校産業医）の選任状況と報酬について（鳥取県）

回答

広島県

本県では県立学校においては、学校医とは別に年間契約にて産業医（保健管理医）を選任しており、その選任については県教育委員会と本会とで協定を結んでいる。令和元年度には県教育委員会と本会にて県立学校における労働安全衛生体制の在り方について協議を行い、協定内容の見直しが行われた。

令和2年度より、保健管理医の名称を「産業医」へと変更し、教職員数に限らず、原則として産業医資格を有する医師を選任することとなった。また、報酬額については、学校の教職員数に応じた月額を報酬相当額としている。

(2) 日本医師会への要望

1. 新型コロナウイルス感染症防止対策における休校の有効性（高知県）
2. 今回の新型コロナ禍での学校定期健診がどのように行われたか、検証をしていただきたい。（香川県）
3. 今後の学校健診の時期及び実施方法について（徳島県）
4. 児童生徒等の定期健康診断の実施時期について（島根県）
5. 学校健診のあり方について（鳥取県）

回答**日医**

マニュアルが改訂され、現在は学校で感染者が発生した場合でも1～3日の臨時休校後の学校再開が一般的であるとされており、休校の基準が変わっているため休校の有効性の判断は困難である。ただ、マニュアルの改訂により、感染状況データを分析するという項目が加わっているため、これを利用できればある程度分析ができるのではと考えている。

定期健診は内科、耳鼻科、眼科、歯科の順序は問わない。令和2年度末までに終了しなくても罰則はない。学校健診の方法などに関しては日本医師会学校保健委員会で協議していく。

6. 「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の中でも、特に学習支援を推進するための仕組みづくりにご協力をいただきたい。（愛媛県）

回答**日医**

難病、トランジション（成人移行期）、医療的ケア児も含めて仕組みを整備、拡充していく。

7. 学校健康診断情報の電子化の推進に向けた働きかけについて（広島県）

回答**日医**

PHR（Personal Health Record）の活用による一元管理を検討。

表紙写真の募集

山口県医師会報の表紙を飾る写真を随時募集しております。

アナログ写真、デジタル写真を問いません。

ぜひ下記までご連絡ください。

ただし、山口県医師会会員撮影のものに限ります。

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県医師会総務課内 会報編集係

E-mail : kaihou@yamaguchi.med.or.jp